

第11期 長生郡市広域市町村圏組合分別収集計画

令和7年7月

## 目 次

1. 計画策定の意義 . . . . . P. 1
2. 基本的方向 . . . . . P. 1
3. 計画期間 . . . . . P. 1
4. 対象品目 . . . . . P. 1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み  
(法第8条第2項第1号) . . . . . P. 1
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関  
する事項 (法第8条第2項第2号) . . . . . P. 2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び  
当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分  
(法第8条第2項第3号) . . . . . P. 2
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準  
適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項  
に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号) . . . . . P. 3～10
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準  
適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項  
に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法 . . . P. 11
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項  
(法第8条第2項第5号) . . . . . P. 12
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項  
(法第8条第2項第6号) . . . . . P. 12～15
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な  
事項 . . . . . P. 15
- 《特記事項》 . . . . . P. 16
- 《各年度ごとの特定分別基準適合物量》 . . . . . P. 17～18

# 長生郡市広域市町村圏組合分別収集計画

## 1. 計画策定の意義

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、圏域住民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化が図れ、環境と共生する廃棄物循環型社会の形成を図られるものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たって基本的方向を以下に示す。

長生郡市広域市町村圏組合を構成する茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町が協力し、ごみの減量化に努め、またリサイクルを促進する。

収集及び中間処理は、長生郡市広域市町村圏組合で行う。

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ製容器、スチール製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
組合	11,491t	11,203t	10,927t	10,662t	10,407t
茂原市	7,656t	7,444t	7,239t	7,039t	6,845t
一宮町	929t	909t	890t	871t	853t
睦沢町	569t	589t	610t	632t	654t
長生村	814t	816t	817t	819t	821t
白子町	661t	634t	608t	583t	559t
長柄町	522t	492t	464t	437t	412t
長南町	340t	319t	299t	281t	263t

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては圏域住民・事業者・再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

### ①有料化によるごみの減量

指定ごみ袋（可燃ごみ）による有料化を継続することによりごみの減量化を図る。

### ②環境教育、啓発活動の充実

全世帯を対象に「ごみと資源の分け方・出し方」を配布。

小学生や希望団体にごみ処理施設の見学会、副読本やビデオ等を活用し、ごみの排出量の増大、最終処分場の逼迫、ごみ処理に要する経費等ごみ処理の状況、発電・売電及び温水センター（プール・浴場）への給湯等サーマルリサイクルについての環境教育・啓発を行い、認識を深めてもらう。

また、環境衛生に対する意識の向上、ごみ問題への啓発普及のため環境衛生月間（6月）に合わせ、小学生を対象に環境衛生作品展を開催し、ポスターと標語を募集する。

さらに、ごみ減量学習会の実施及びホームページや広報を利用して、ごみ排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適正な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。

### ③3R推進

圏域住民に買い物袋（エコバック）持参の普及に繋がるような情報提供を行い、スーパーマーケット等小売店でのレジ袋削減、包装の簡易化を推進する。

また、リターナブル容器や再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用を推進する。

## 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器包装		缶	実施中
主としてアルミ製の容器包装			
主として ガラス製の 容器包装	無色のガラス製容器	とうめいビン	実施中
	茶色のガラス製容器	ちゃ色ビン	実施中
	その他のガラス製容器	その他の色ビン	実施中
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		紙パック	実施中
主として段ボール製の容器		段ボール	実施中
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		その他の紙製容器包装	実施中
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油を充てんするためのもの		ペットボトル	実施中

### 分別の区分と実施時期

No.	収集に係る分別の区分	分別収集する容器包装廃棄物の種類	令和				
			8	9	10	11	12
1	缶	スチール製容器					
		アルミ製容器					
2	とうめいビン	無色のガラス製容器					
3	ちゃ色ビン	茶色のガラス製容器					
4	その他の色ビン	その他の色のガラス製容器					
5	紙パック	飲料用紙製容器					
6	段ボール	段ボール					
7	その他の紙製容器包装	その他の紙製容器包装					
8	ペットボトル	ペットボトル					

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和8年		令和9年		令和10年		令和11年		令和12年	
主としてスチール製の容器	131t		124t		117t		111t		105t	
主としてアルミ製の容器	128t		122t		115t		109t		103t	
無色のガラス製容器	(合計) 302t		(合計) 311t		(合計) 320t		(合計) 329t		(合計) 339t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 302t	(引渡) 0t	(独自処理) 311t	(引渡) 0t	(独自処理) 320t	(引渡) 0t	(独自処理) 329t	(引渡) 0t	(独自処理) 339t
茶色のガラス製容器	(合計) 275t		(合計) 283t		(合計) 291t		(合計) 300t		(合計) 309t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 275t	(引渡) 0t	(独自処理) 283t	(引渡) 0t	(独自処理) 291t	(引渡) 0t	(独自処理) 300t	(引渡) 0t	(独自処理) 309t
その他の色のガラス製容器	(合計) 161.49t		(合計) 162.65t		(合計) 164.81t		(合計) 165.97t		(合計) 167.14t	
	(引渡) 156t	(独自処理) 5.49t	(引渡) 157t	(独自処理) 5.65t	(引渡) 159t	(独自処理) 5.81t	(引渡) 160t	(独自処理) 5.97t	(引渡) 161t	(独自処理) 6.14t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	14.64t		14.58t		14.55t		14.55t		14.59t	
主として段ボール製の容器	848t		835t		822t		810t		797t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.85t		(合計) 0.83t		(合計) 0.82t		(合計) 0.81t		(合計) 0.81t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 0.85t	(引渡) 0t	(独自処理) 0.83t	(引渡) 0t	(独自処理) 0.82t	(引渡) 0t	(独自処理) 0.81t	(引渡) 0t	(独自処理) 0.81t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 326t		(合計) 324t		(合計) 323t		(合計) 322t		(合計) 320t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 326t	(引渡) 0t	(独自処理) 324t	(引渡) 0t	(独自処理) 323t	(引渡) 0t	(独自処理) 322t	(引渡) 0t	(独自処理) 320t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t								
(うち白色トレイ)	(合計) 0t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t								

市町村別、分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条  
第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

茂原市

	令和8年		令和9年		令和10年		令和11年		令和12年	
主としてスチール製の容器	93t		88t		84t		79t		75t	
主としてアルミ製の容器	91t		87t		83t		78t		75t	
無色のガラス製容器	(合計) 204t		(合計) 211t		(合計) 217t		224t		(合計) 231t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 204t	(引渡) 0t	(独自処理) 211t	(引渡) 0t	(独自処理) 217t	(引渡) 0t	(独自処理) 224t	(引渡) 0t	(独自処理) 231t
茶色のガラス製容器	(合計) 190t		(合計) 195t		(合計) 201t		(合計) 208t		(合計) 214t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 190t	(引渡) 0t	(独自処理) 195t	(引渡) 0t	(独自処理) 201t	(引渡) 0t	(独自処理) 208t	(引渡) 0t	(独自処理) 214t
その他の色のガラス製容器	(合計) 109.74t		(合計) 110.86t		(合計) 112.98t		(合計) 114.10t		(合計) 115.23t	
	(引渡) 106t	(独自処理) 3.74t	(引渡) 107t	(独自処理) 3.86t	(引渡) 109t	(独自処理) 3.98t	(引渡) 110t	(独自処理) 4.10t	(引渡) 111t	(独自処理) 4.23t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	10.55t		10.25t		9.96t		9.68t		9.41t	
主として段ボール製の容器	629t		620t		611t		602t		594t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.24t		(合計) 0.23t		(合計) 0.23t		(合計) 0.23t		(合計) 0.23t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 0.24t	(引渡) 0t	(独自処理) 0.23t						
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 221t		(合計) 220t		(合計) 219t		(合計) 217t		(合計) 215t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 221t	(引渡) 0t	(独自処理) 220t	(引渡) 0t	(独自処理) 219t	(引渡) 0t	(独自処理) 217t	(引渡) 0t	(独自処理) 215t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t								
（うち白色トレイ）	(合計) 0t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t								

市町村別、分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条  
第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

一宮町

	令和8年		令和9年		令和10年		令和11年		令和12年	
主としてスチール製の容器	10t		9t		9t		9t		8t	
主としてアルミ製の容器	10t		9t		8t		8t		7t	
無色のガラス製容器	(合計) 26t		(合計) 27t		(合計) 28t		(合計) 29t		(合計) 30t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 26t	(引渡) 0t	(独自処理) 27t	(引渡) 0t	(独自処理) 28t	(引渡) 0t	(独自処理) 29t	(引渡) 0t	(独自処理) 30t
茶色のガラス製容器	(合計) 23t		(合計) 24t		(合計) 25t		(合計) 26t		(合計) 27t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 23t	(引渡) 0t	(独自処理) 24t	(引渡) 0t	(独自処理) 25t	(引渡) 0t	(独自処理) 26t	(引渡) 0t	(独自処理) 27t
その他の色のガラス製容器	(合計) 13.47t		(合計) 13.49t		(合計) 13.51t		(合計) 13.53t		(合計) 14.55t	
	(引渡) 13t	(独自処理) 0.47t	(引渡) 13t	(独自処理) 0.49t	(引渡) 13t	(独自処理) 0.51t	(引渡) 13t	(独自処理) 0.53t	(引渡) 14t	(独自処理) 0.55t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	1.12t		1.13t		1.14t		1.15t		1.16t	
主として段ボール製の容器	68t		68t		67t		67t		66t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.12t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 0.12t								
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 22t		(合計) 22t		(合計) 21t		(合計) 21t		(合計) 21t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 22t	(引渡) 0t	(独自処理) 22t	(引渡) 0t	(独自処理) 21t	(引渡) 0t	(独自処理) 21t	(引渡) 0t	(独自処理) 21t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t								
（うち白色トレイ）	(合計) 0t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t								

市町村別、分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条  
第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

陸沢町

	令和8年		令和9年		令和10年		令和11年		令和12年	
主としてスチール製の容器	4t		4t		3t		3t		3t	
主としてアルミ製の容器	4t		4t		4t		3t		3t	
無色のガラス製容器	(合計) 12t		(合計) 12t		(合計) 13t		(合計) 13t		(合計) 13t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 12t	(引渡) 0t	(独自処理) 12t	(引渡) 0t	(独自処理) 13t	(引渡) 0t	(独自処理) 13t	(引渡) 0t	(独自処理) 13t
茶色のガラス製容器	(合計) 11t		(合計) 11t		(合計) 11t		(合計) 11t		(合計) 12t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 11t	(引渡) 0t	(独自処理) 12t						
その他の色のガラス製容器	(合計) 6.21t									
	(引渡) 6t	(独自処理) 0.21t								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0.51t		0.56t		0.61t		0.66t		0.72t	
主として段ボール製の容器	22t		20t		19t		18t		17t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.02t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 0.02t								
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 13t		(合計) 13t		(合計) 14t		(合計) 14t		(合計) 14t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 13t	(引渡) 0t	(独自処理) 13t	(引渡) 0t	(独自処理) 14t	(引渡) 0t	(独自処理) 14t	(引渡) 0t	(独自処理) 14t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t								
（うち白色トレイ）	(合計) 0t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t								

市町村別、分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条  
第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

長生村

	令和8年		令和9年		令和10年		令和11年		令和12年	
主としてスチール製の容器	7t		6t		6t		6t		5t	
主としてアルミ製の容器	6t		6t		6t		6t		5t	
無色のガラス製容器	(合計) 19t		(合計) 20t		(合計) 21t		(合計) 22t		(合計) 23t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 19t	(引渡) 0t	(独自処理) 20t	(引渡) 0t	(独自処理) 21t	(引渡) 0t	(独自処理) 22t	(引渡) 0t	(独自処理) 23t
茶色のガラス製容器	(合計) 17t		(合計) 18t		(合計) 19t		(合計) 20t		(合計) 21t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 17t	(引渡) 0t	(独自処理) 18t	(引渡) 0t	(独自処理) 19t	(引渡) 0t	(独自処理) 20t	(引渡) 0t	(独自処理) 21t
その他の色のガラス製容器	(合計) 10.34t		(合計) 10.36t		(合計) 10.38t		(合計) 11.40t		(合計) 11.42t	
	(引渡) 10t	(独自処理) 0.34t	(引渡) 10t	(独自処理) 0.36t	(引渡) 10t	(独自処理) 0.38t	(引渡) 11t	(独自処理) 0.40t	(引渡) 11t	(独自処理) 0.42t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0.79t		0.90t		1.03t		1.17t		1.33t	
主として段ボール製の容器	37t		35t		34t		33t		31t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.01t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 0.01t								
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 19t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 19t								
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t								
（うち白色トレイ）	(合計) 0t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t								

市町村別、分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条  
第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

白子町

	令和8年		令和9年		令和10年		令和11年		令和12年	
主としてスチール製の容器	5t		5t		4t		4t		4t	
主としてアルミ製の容器	5t		5t		4t		4t		4t	
無色のガラス製容器	(合計) 15t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 15t								
茶色のガラス製容器	(合計) 12t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 12t								
その他の色のガラス製容器	(合計) 7.27t		(合計) 7.27t		(合計) 7.27t		(合計) 7.27t		(合計) 6.27t	
	(引渡) 7t	(独自処理) 0.27t	(引渡) 6t	(独自処理) 0.27t						
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0.35t		0.36t		0.37t		0.38t		0.39t	
主として段ボール製の容器	27t		27t		26t		26t		26t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.31t		(合計) 0.31t		(合計) 0.31t		(合計) 0.30t		(合計) 0.30t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 0.31t	(引渡) 0t	(独自処理) 0.31t	(引渡) 0t	(独自処理) 0.31t	(引渡) 0t	(独自処理) 0.30t	(引渡) 0t	(独自処理) 0.30t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 17t		(合計) 17t		(合計) 17t		(合計) 18t		(合計) 18t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 17t	(引渡) 0t	(独自処理) 17t	(引渡) 0t	(独自処理) 17t	(引渡) 0t	(独自処理) 18t	(引渡) 0t	(独自処理) 18t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t								
（うち白色トレイ）	(合計) 0t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t								

市町村別、分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条  
第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

長柄町

	令和8年		令和9年		令和10年		令和11年		令和12年	
主としてスチール製の容器	7t		7t		6t		6t		6t	
主としてアルミ製の容器	6t		5t		5t		5t		5t	
無色のガラス製容器	(合計) 12t		(合計) 12t		(合計) 12t		(合計) 12t		(合計) 13t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 12t	(引渡) 0t	(独自処理) 13t						
茶色のガラス製容器	(合計) 11t		(合計) 12t		(合計) 12t		(合計) 12t		(合計) 12t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 11t	(引渡) 0t	(独自処理) 12t						
その他の色のガラス製容器	(合計) 7.21t									
	(引渡) 7t	(独自処理) 0.21t								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0.56t		0.60t		0.64t		0.69t		0.74t	
主として段ボール製の容器	26t		26t		26t		26t		25t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.08t		(合計) 0.07t		(合計) 0.07t		(合計) 0.07t		(合計) 0.07t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 0.08t	(引渡) 0t	(独自処理) 0.07t						
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 15t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 15t								
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t								
（うち白色トレイ）	(合計) 0t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t								

市町村別、分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条  
第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

長南町

	令和8年		令和9年		令和10年		令和11年		令和12年	
主としてスチール製の容器	5t		5t		5t		4t		4t	
主としてアルミ製の容器	6t		6t		5t		5t		4t	
無色のガラス製容器	(合計) 14t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 14t								
茶色のガラス製容器	(合計) 11t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 11t								
その他の色のガラス製容器	(合計) 7.25t		(合計) 7.25t		(合計) 7.25t		(合計) 6.25t		(合計) 6.25t	
	(引渡) 7t	(独自処理) 0.25t	(引渡) 7t	(独自処理) 0.25t	(引渡) 7t	(独自処理) 0.25t	(引渡) 6t	(独自処理) 0.25t	(引渡) 6t	(独自処理) 0.25t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0.76t		0.78t		0.80t		0.82t		0.84t	
主として段ボール製の容器	39t		39t		39t		38t		38t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.07t		(合計) 0.07t		(合計) 0.06t		(合計) 0.06t		(合計) 0.06t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 0.07t	(引渡) 0t	(独自処理) 0.07t	(引渡) 0t	(独自処理) 0.06t	(引渡) 0t	(独自処理) 0.06t	(引渡) 0t	(独自処理) 0.06t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 19t		(合計) 18t		(合計) 18t		(合計) 18t		(合計) 18t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 19t	(引渡) 0t	(独自処理) 18t						
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t								
（うち白色トレイ）	(合計) 0t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t								

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 各市町村一人当たりの年間搬出量（過去3年または5年の平均値、又は直近年度のどちらか実態に合った変動率から導きだいた数值）×人口

ただし、その他紙製容器包装については、極小値のため過去3年一人当たりの年間排出量の平均値を使用し、変動率は1とした。

各市町村ごとの推定人口及び人口変動率を次のとおりに設定した。 人口：(人)

	茂原市	一宮町	睦沢町	長生村	白子町	長柄町	長南町	合計
令和8年度	86,804	11,657	6,454	13,281	9,633	7,309	6,696	141,834
令和9年度	86,413	11,596	6,394	13,125	9,497	7,270	6,520	140,815
令和10年度	86,022	11,535	6,334	12,969	9,361	7,231	6,344	139,796
令和11年度	85,631	11,474	6,274	12,813	9,225	7,192	6,168	138,777
令和12年度	85,241	11,412	6,214	12,657	9,090	7,154	5,988	137,756
人口変動率	0.9926	0.9968	0.9875	0.9880	0.9867	0.9788	0.9786	0.9905

また、各市町村一人当たりの年間搬出量の変動率は、次のとおり設定した。

	茂原市	一宮町	睦沢町	長生村	白子町	長柄町	長南町		
スチール製容器	0.958	0.943	0.930	0.960	0.939	0.991	0.941	過去3年間の平均値	
アルミ製容器	0.958	0.943	0.930	0.960	0.939	0.991	0.941	過去3年間の平均値	
透明ビン	カレット	1.039	1.037	1.035	1.065	1.009	1.038	1.020	過去3年間の平均値
	リターナブルビン								
茶色ビン	カレット	1.039	1.037	1.035	1.065	1.009	1.038	1.020	過去3年間の平均値
	リターナブルビン								
その他ビン	カレット	1.039	1.037	1.035	1.065	1.009	1.038	1.020	過去3年間の平均値
	リターナブルビン								
紙製容器	0.979	1.010	1.104	1.153	1.030	1.094	1.051	過去5年間の平均値	
段ボール	0.993	0.997	0.941	0.974	0.996	1.020	1.017	過去5年間の平均値	
その他紙製容器包装	1	1	1	1	1	1	1		
ペットボトル	1.001	0.993	1.039	1.009	1.028	1.013	1.014	過去3年間の平均値	

### 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を継続して行う。

なお、現在自治会や各種団体、学校等による集団回収が行われているものについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・方法	選別 保管
缶	スチール製容器	缶類として混合	民間委託による定期ステーション収集  茂原市 2回/月  町村部 1回/月	組合
	アルミ製容器			組合
無色のガラス製容器		とうめいビン		民間委託
茶色のガラス製容器		ちゃ色ビン		組合
その他の色のガラス製容器		その他の色ビン		
飲料用紙製容器		紙パック		民間委託
段ボール		段ボール		民間委託
その他の紙製容器包装		その他紙製容器包装		民間委託
ペットボトル		ペットボトル		組合

### 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設の整備については、下表のとおり。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	専用ポリエチレン製ネット袋（青） なお、スプレー缶・カセットボンベは（黄）	2 t 平ボディ車	環境衛生センター
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	とうめいビン	コンテナボックス	2 t 平ボディ車	
茶色のガラス製容器	ちゃ色ビン			
その他の色のガラス製容器	その他の色ビン			
飲料用紙製容器	紙パック	縛る	1.5 t 又は 2 t 平ボディ車	
段ボール	段ボール			
その他の紙製容器包装	紙製容器包装			
ペットボトル	ペットボトル	専用ポリエチレン製ネット袋（緑）	2 t 平ボディ車	

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参 考 欄 （現有施設状況）
<b>【 排 出 段 階 】</b>				
1-1 排出容器 専用ポリエチレン製ネット袋  (青)	a. 缶類（アルミ缶・スチール缶混合）	（仕様） 材質：ポリエチレン サイズ：巾70cm×長さ100cm 目合2mm 数量：1集積所あたり 2～10袋  （整備） ・平成9年度に種類標示製作	組合	・缶類として混合収集  ・平成10年度より分別区分を資源ごみと変更
1-2 排出容器 専用ポリエチレン製ネット袋  (黄)	b. 缶類（スプレー缶・カセットボンベ）	（仕様） 材質：ポリエチレン サイズ：巾70cm×長さ100cm 目合2mm 数量：1集積所あたり 2～10袋  （整備） ・平成28年度に種類標示製作	組合	・平成29年度より分別区分を資源ごみと変更
1-3 排出容器 コンテナボックス  (青)	c. びん類（無色、茶、その他分別）3種類	（仕様） 材質：合成樹脂性 容量：46.5l 数量：1集積所あたり 3～9箱 1種類1～3箱  （整備） ・平成9年度に色標示製作	組合	・びん類として3色分別収集  ・平成10年度より分別区分を資源ごみと変更
1-4 排出容器 専用ポリエチレン製ネット袋  (緑)	d. ペットボトル	（仕様） 材質：ポリエチレン サイズ：巾95cm×長さ105cm 目合5mm 数量：1集積所あたり 1～5袋  （整備） ・平成9年度に種類標示製作	組合	・ペットボトルとして分別収集  ・平成10年度より分別区分を資源ごみと変更
1-5 排出容器  特になし	e. 紙パック f. 段ボール g. その他の紙製容器	（整備） ・従来どおり品目別に縛り排出	組合	・資源ごみとして新聞、雑誌、段ボール、その他の紙製容器、紙パック、衣類を収集
2. 集積場所	a～g	・従来の集積場所の利用	構成市町村	従来の集積場所と同様の扱い

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参 考 欄 （現有施設状況）
<b>【運搬段階】</b>				
1-1 専用車両  缶類、びん類、ペットボトル回収用トラック	a. 缶類（アルミ缶・スチール缶混合） b. 缶類（スプレー缶・カセットボンベ） c. びん類（無色、茶、その他分別）3種類 d. ペットボトル	（仕様） 形式：2 t 車平ボディ 数量：9 台による缶類、びん類、ペットボトルの混合収集  （整備） 平成10年度 合計9台 （2 t 平ボディ）	組合	・缶類、びん類、ペットボトルは資源ごみとして平ボディ車により混合収集
1-2 専用車両  紙類回収用トラック	e. 紙パック f. 段ボール g. その他の紙製容器	（仕様） 形式：1.5 t 車平ボディ 数量：8 台による紙類収集  （整備） 平成10年度 合計7台 （1.5 t 平ボディ）	組合	・紙類として平ボディ車により収集
<b>【中間処理段階】</b>				
1-1 再生施設  選別及び圧縮設備	a. 缶類（アルミ缶・スチール缶分別） b. 缶類（スプレー缶・カセットボンベ）	（仕様） 主要機器：ベルトコンベア 磁選機 アルミ選別機 圧縮機 能力：スチール 4.0 t/h アルミ 0.4 t/h  （整備） 平成8年度から供用開始	組合	
1-2 スtockヤード	a. 缶類（アルミ缶・スチール缶分別） b. 缶類（スプレー缶・カセットボンベ）	（仕様） 圧縮形成品貯留場 形状：処理場建物内102 m <sup>2</sup>  （整備） 平成8年度から供用開始	組合	

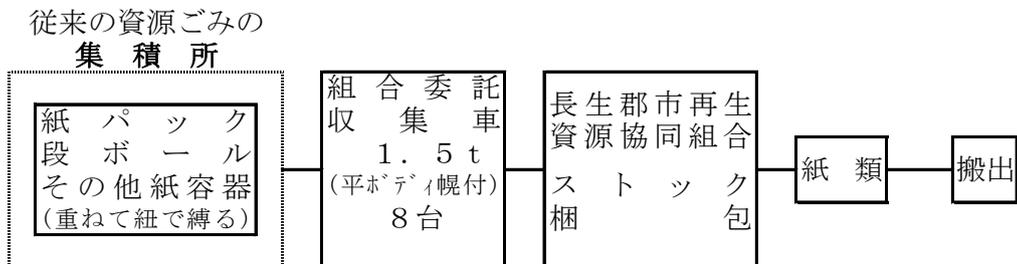
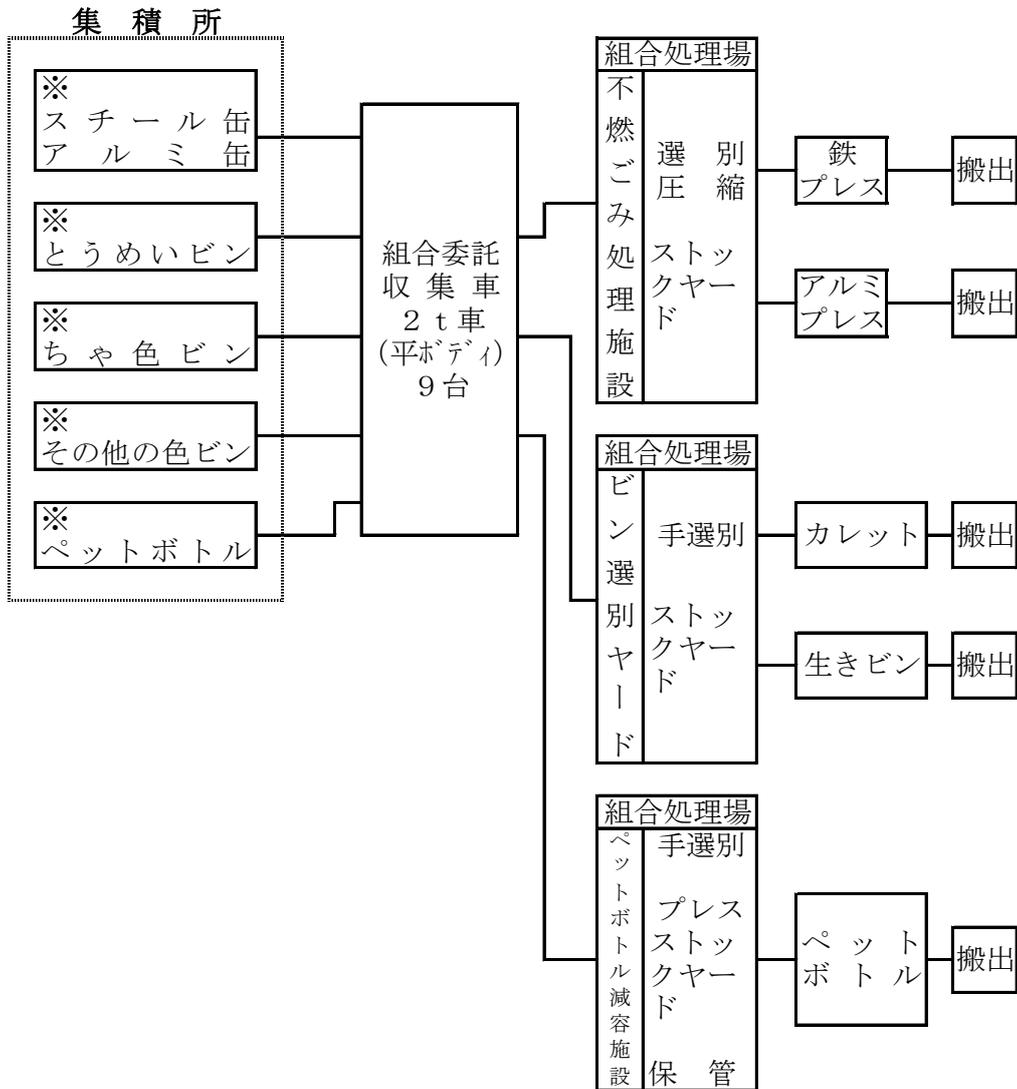
施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参 考 欄 (現有施設状況)
	c. びん類（無色、茶、その他分別） 3種類	<p>・組合環境衛生センター内のビン選別ヤードを使用し3色に分別。又リターナブルビンとして引き取り可能なびんを選別</p> <p>面積： 32.5 m<sup>2</sup></p>	組合	
2-1 再生施設  選別及び圧縮設備	d. ペットボトル	<p>(仕様)</p> <p>主要機器：ベルトコンベア キャップ除去装置 圧縮機 ジブクレーン</p> <p>能力：ペットボトル 500kg/h</p> <p>(整備)</p> <p>平成17年度から供用開始</p>	組合	
2-2 ストックヤード	d. ペットボトル	<p>(仕様)</p> <p>圧縮形成品貯留場</p> <p>形状：資源ごみ選別施設内 80 m<sup>2</sup></p>	組合	

## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

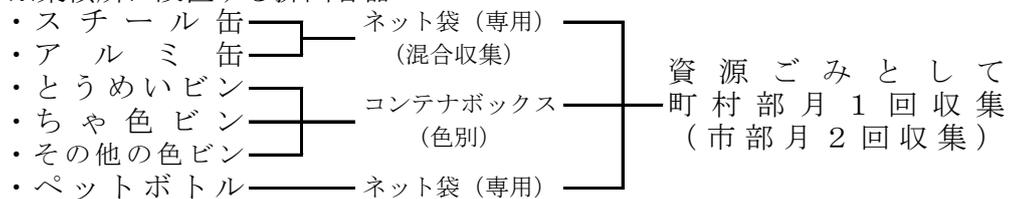
- ・住民等の意見や要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、廃棄物減量等推進審議会で審議し、推進体制を整備する。
- ・組合及び構成市町村の広報活動を通じて、住民に分別収集の啓発を行っていく。また、自治会、学校、各種団体、事業者等による集団回収や店頭回収を促進するように指導する。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

# 容器包装廃棄物のフロー

長生郡市広域市町村圏組合における容器包装廃棄物に係わる分別排出と収集・処理のフローは下図のとおり。



## ※集積所に設置する排出容器



特定分別基準適合物量

令和8年度用

単位:t

項目	組合合計	茂原市	一宮町	睦沢町	長生村	白子町	長柄町	長南町
スチール缶	131	93	10	4	7	5	7	5
アルミ缶	128	91	10	4	6	5	6	6
無色びん	302	204	26	12	19	15	12	14
茶色びん	275	190	23	11	17	12	11	11
その他びん	161.49	109.74	13.47	6.21	10.34	7.27	7.21	7.25
紙パック	14.64	10.55	1	0.51	0.79	0.35	0.56	0.76
段ボール	848	629	68	22	37	27	26	39
その他紙容器	0.85	0.24	0.12	0.02	0.01	0.31	0.08	0.07
ペットボトル	326	221	22	13	19	17	15	19
その他のプラ容器	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2,187	1,549	173.71	72.74	116.14	88.93	84.85	102.08

令和9年度用

単位:t

項目	組合合計	茂原市	一宮町	睦沢町	長生村	白子町	長柄町	長南町
スチール缶	124	88	9	4	6	5	7	5
アルミ缶	122	87	9	4	6	5	5	6
無色びん	311	211	27	12	20	15	12	14
茶色びん	283	195	24	11	18	12	12	11
その他びん	162.65	110.86	13.49	6.21	10.36	7.27	7.21	7.25
紙パック	14.58	10.25	1.13	0.56	0.9	0.36	0.6	0.78
段ボール	835	620	68	20	35	27	26	39
その他紙容器	0.83	0.23	0.12	0.02	0.01	0.31	0.07	0.07
ペットボトル	324	220	22	13	19	17	15	18
その他のプラ容器	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2,177	1,542	173.74	70.79	115.27	88.94	84.88	101.1

令和10年度用

単位:t

項目	組合合計	茂原市	一宮町	睦沢町	長生村	白子町	長柄町	長南町
スチール缶	117	84	9	3	6	4	6	5
アルミ缶	115	83	8	4	6	4	5	5
無色びん	320	217	28	13	21	15	12	14
茶色びん	291	201	25	11	19	12	12	11
その他びん	164.81	112.98	13.51	6.21	10.38	7.27	7.21	7.25
紙パック	14.55	9.96	1.14	0.61	1.03	0.37	0.64	0.8
段ボール	822	611	67	19	34	26	26	39
その他紙容器	0.82	0.23	0.12	0.02	0.01	0.31	0.07	0.06
ペットボトル	323	219	21	14	19	17	15	18
その他のプラ容器	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2,168	1,538	172.77	70.84	116.42	85.95	83.92	100.11

## 令和11年度用

単位:t

項目	組合合計	茂原市	一宮町	睦沢町	長生村	白子町	長柄町	長南町
スチール缶	111	79	9	3	6	4	6	4
アルミ缶	109	78	8	3	6	4	5	5
無色びん	329	224	29	13	22	15	12	14
茶色びん	300	208	26	11	20	12	12	11
その他びん	165.97	114.1	13.53	6.21	11.4	7.27	7.21	6.25
紙パック	14.55	9.68	1.15	0.66	1.17	0.38	0.69	0.82
段ボール	810	602	67	18	33	26	26	38
その他紙容器	0.81	0.23	0.12	0.02	0.01	0.3	0.07	0.06
ペットボトル	322	217	21	14	19	18	15	18
その他のプラ容器	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2,162	1,532	174.8	68.89	118.58	86.95	83.97	97.13

## 令和12年度用

単位:t

項目	組合合計	茂原市	一宮町	睦沢町	長生村	白子町	長柄町	長南町
スチール缶	105	75	8	3	5	4	6	4
アルミ缶	103	75	7	3	5	4	5	4
無色びん	339	231	30	13	23	15	13	14
茶色びん	309	214	27	12	21	12	12	11
その他びん	167.14	115.23	14.55	6.21	11.42	6.27	7.21	6.25
紙パック	14.59	9.41	1.16	0.72	1.33	0.39	0.74	0.84
段ボール	797	594	66	17	31	26	25	38
その他紙容器	0.81	0.23	0.12	0.02	0.01	0.3	0.07	0.06
ペットボトル	320	215	21	14	19	18	15	18
その他のプラ容器	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2,156	1,529	174.83	68.95	116.76	85.96	84.02	96.15